

議案第 30 号

橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第 3 条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第 7 条までに規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「省令」という。）の規定（省令第 40 条、第 63 条及び第 84 条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(記録の整備)

第 4 条 省令第 40 条、第 63 条及び第 84 条の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、省令第 40 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 63 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 84 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した日から 5 年間」とに読み替えるものとする。

(人権擁護)

第 5 条 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者は、指定地域密着型サービスの利用者の人権を擁護するため、指定地域密着型サービスを提供する事業所ごとに人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し人

権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 6 条 指定地域密着型介護予防サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を除く。以下この条及び次条において同じ。）の事業を行う者は、非常災害対策を推進するため、当該事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

(衛生管理)

第 7 条 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者は、サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、当該事業所ごとに衛生管理推進員を置かなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(市の区域外に所在する事業所に関する特例)
- 2 法第 115 条の 12 第 2 項第 4 号に規定する同意により市の区域外に所在する事業所を指定する場合における指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、第 3 条から第 7 条までの規定にかかわらず、当該事業所が所在する市町村（特別区を含む。）の条例に定めるところによる。